

令和7年度 タクシーチケット使用契約における契約者の募集公告

1. 契約内容

本業務は、九州地方整備局職員の運送を目的としたタクシーチケット使用契約である。

2. 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、契約締結は令和7年4月1日とするが、当該業務にかかる令和7年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

なお、契約日にかかわらず、契約期間の始期は令和7年4月1日とする。また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途契約日及び契約期間の調整等を行う場合がある。

3. 応募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正（再生）手続き開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募条件

- (1) 福岡市内でタクシーチケットが使用できること。なお、契約条件については、下記(2)から(7)によるもののほかは、契約書（案）、仕様書のとおりとする。
- (2) 本業務契約に係る事務手数料がかからないこと。（料金後払いタクシーチケットの請求も含む）
- (3) 料金後払いタクシーチケットが使用できること。
- (4) 7営業日以内に当局が必要とする料金後払いタクシーチケットが納入可能であること。
- (5) 九州地方整備局（港湾空港関係以外）タクシー料金請求書を毎月初めから毎月末日、または毎月26日から翌月25日の期間ごとに取りまとめ、原則として翌月の15日までに利用したタクシーチケット及び明細書を請求書に添付のうえ提出が可能であること。また、支払は銀行等口座振込とすること。
- (6) 本業務の契約を希望する者は、応募申込書（以下「申込書」という。）及び乗車できるタクシーが確認できる資料を併せて提出しなければならない。（この場合乗車できるタクシーが過少と判断される場合は契約しないことがある。）
- (7) 応募関係資料の交付を直接受けた者であること。

5. 契約者の決定方法

上記3及び4に掲げた条件を満たす全ての者と契約することとする。

ただし、タクシーチケット使用を確約するものではない。

6. 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第二合同庁舎7階）
国土交通省 九州地方整備局 総務部 契約課 購買係
電話 092-476-3509

7. 応募要領

- (1) 応募関係資料の交付期間、場所及び方法

交付期間は、令和7年3月17日（月）から令和7年3月26日（水）まで
(土、日、祝日を除く)。

交付場所及び方法は、上記 6 において直接交付するものとするが、郵送による着払い可とする。

(2) 申込書の提出期限等

提出期限 令和 7 年 3 月 26 日 (水) 17 時 00 分

提出方法 契約を希望する者は、所定の提出期限までに申込書を上記 6 に示す場所に持参又は託送 (配達の記録の残るもの) により提出しなければならない。 (提出期限内必着)

(3) 説明会の日時及び場所

実施しない

(4) 提出書類に関するヒアリングの有無

実施しない

(5) 支出負担行為担当官は、応募資格を確認した結果について令和 7 年 3 月 28 日 (金) までに、書面にて応募者に通知する。

8. 契約条件

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 支払は、月初めから月末または毎月 26 日から翌月 25 日の期間ごとに取りまとめた請求書を受理し、検収後に行うものとする。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 九州地方整備局が発注する業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10. その他

(1) 手書きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出資料に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は返却しない。
なお、提出された資料は確認審査以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出期限以降における資料の差し替え及び再提出は認めない。
なお、応募資格の確認結果通知日までに支出負担行為担当官から提出資料の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 応募者は、応募後、この公告、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、応募資格を失うものとする。なお、契約締結後である場合は、契約を破棄するものとする。

令和 7 年 3 月 17 日

支出負担行為担当官
九州地方整備局長 森田 康夫